

北方町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

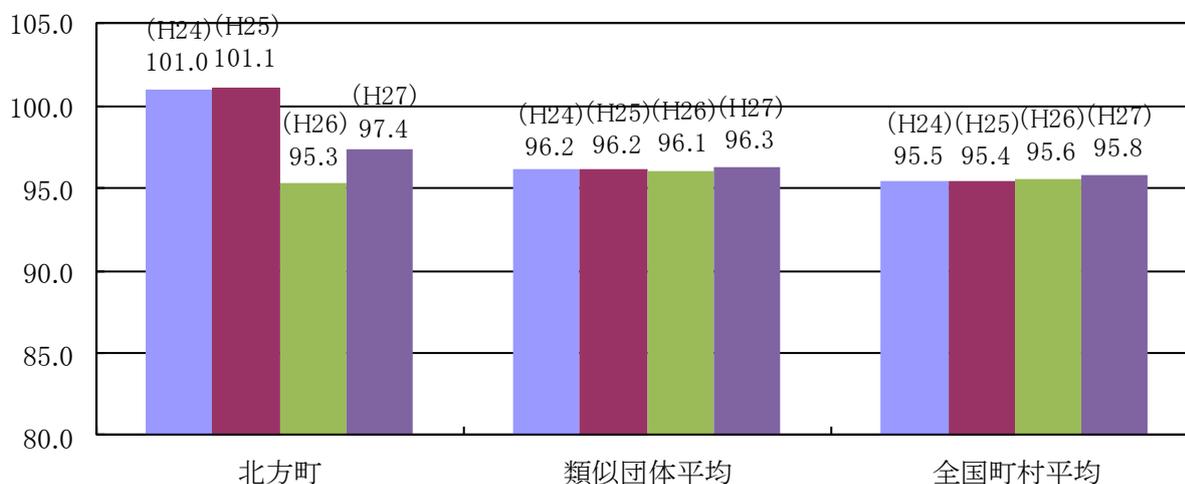
区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 18,395	千円 6,923,440	千円 228,163	千円 937,721	% 13.5	% 14.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26年度	人 129	千円 365,244	千円 61,096	千円 155,347	千円 581,687	千円 4,509

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

- ※ 27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
27年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% 0.30	% 0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
27年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.2	月 4.2

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.4%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

・該当なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(27年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北方町	39.3 歳	292,000 円	349,941 円	321,888 円
岐阜県	42.7 歳	334,009 円	406,585 円	367,199 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,916 円
類似団体	42.1 歳	313,189 円	367,674 円	339,563 円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給料月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
北方町	52.1 歳	14 人	220,900 円	230,672 円	226,300 円	—	—	—	—
うち用務員	54.8 歳	3 人	229,300 円	241,700 円	230,800 円	用務員	54.6 歳	200.3 千円	1.20
うち調理員	54.6 歳	9 人	240,500 円	246,233 円	244,833 円	調理師	45.3 歳	257.6 千円	0.95
岐阜県	47.8 歳	143 人	306,366 円	—	322,015 円	—	—	—	—
国	50.2 歳	2,994人	289,141 円	—	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	49.3 歳	10 人	288,149 円	310,714 円	299,358 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (C)	C/D
北方町	—	—	—
うち用務員	3,695.4 千円	2,774.4 千円	1.33
うち調理員	3,909.1 千円	3,695.4 千円	1.14

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成24～27年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区 分		北方町	岐阜県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	184,300 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	149,300 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	— 円	147,000 円	— 円
	中学卒	— 円	138,100 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（27年4月1日現在）

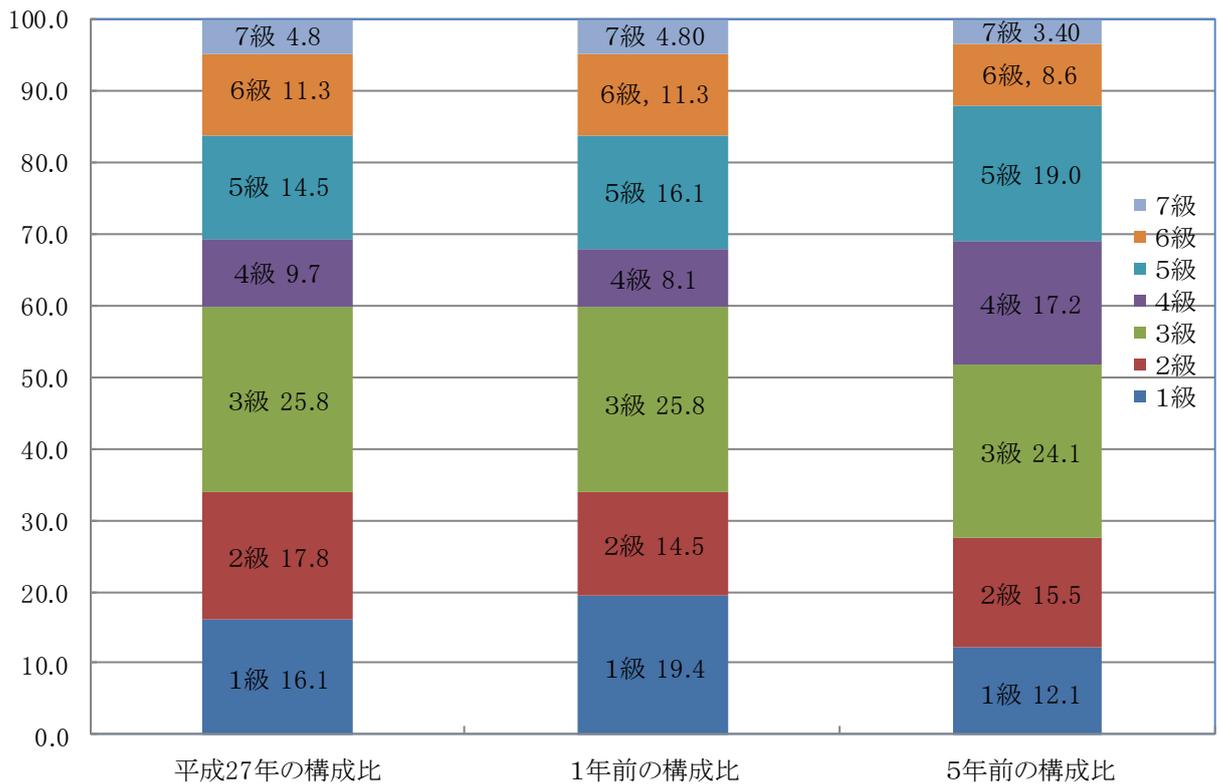
区 分		経験年数10年	経験年数19年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	345,725 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職務	10 人	16 %	137,600 円	244,900 円
2 級	主任の職務	11 人	18 %	187,700 円	301,900 円
3 級	主査・係長の職務	16 人	26 %	223,900 円	347,700 円
4 級	課長補佐の職務	6 人	10 %	258,300 円	378,700 円
5 級	主幹等の職務	9 人	14 %	285,000 円	390,700 円
6 級	課長の職務	7 人	11 %	315,800 円	407,900 円
7 級	参事・総務課長等の職務	3 人	5 %	360,100 円	442,600 円

- (注) 1 北方町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年5月1日、11月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施して昇給に反映させている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北方町	岐阜県	国
1人あたり平均支給額(26年度) 1,312 千円	1人あたり平均支給額(26年度) 1,606 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

地方公務員法第40条に基づき、毎年5月1日、11月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施して勤勉手当の成績率を決定している。

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

北方町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 (割増率 2~45%)			・定年前早期退職特例措置 (割増率 2~45%)		
1人当たり平均支給額 円 22,156千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		0円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		0%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
死体取扱手当	全職員	死体取扱作業	0円	日額1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	23,296千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	226千円
支給実績（25年度決算）	23,247千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	180千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)

扶養手当	①配偶者 13,000円 ②満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③満60歳以上の父母及び祖父母 ④満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障がい者 ※②～⑤2人目についてはそれぞれ6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち1人については11,000円) ※②満15歳に達する以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間は5,000円加算した額	同じ		10,721千円	125千円
住居手当	①月額23,000円以下の家賃を支払っている職員家賃の月額から12,000円を控除した額 ②月額23,000円を超える家賃を支払っている職員家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額	同じ		7,197千円	75千円
通勤手当	①自動車等の使用 距離 片道5km未満 2,000円 片道5km以上10km未満 4,200円 片道10km以上15km 未満 7,100円 片道15km以上20km 未満 10,000円 片道20km以上25km 未満 12,900円 片道25km以上30km 未満 15,800円	同じ		4,410千円	31千円

	片道30km以上35km 未満 18,700円 片道35km以上40km 未満 21,600円 片道40km以上45km 未満 24,400円 片道45km以上50km 未満 26,200円 片道50km以上55km 未満 28,000円 片道55km以上60km 未満 29,800円 片道60km以上 31,600円 ②定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等通用期間が支給単位期間である定期券の価額（55,000円まで）				
管理職手当	5級以上の管理職に対して役職に応じて支給 ※給料月額の100分の13以内	同じ		172千円	157千円

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	666,000 円 (円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 399,000 円
	副 市 町 村 長	589,000 円 (円)	700,000 円 / 409,200 円
報 酬	議 長	290,000 円 (円)	420,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	250,000 円 (円)	360,000 円 / 180,000 円
	議 員	240,000 円 (円)	345,000 円 / 157,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(26年度支給割合) 4.10月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(26年度支給割合) 4.10月分	

退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市町村長	66.6万円×500/100	1,332万円	任期毎
	備考	58.9万円×300/100	706.8万円	

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

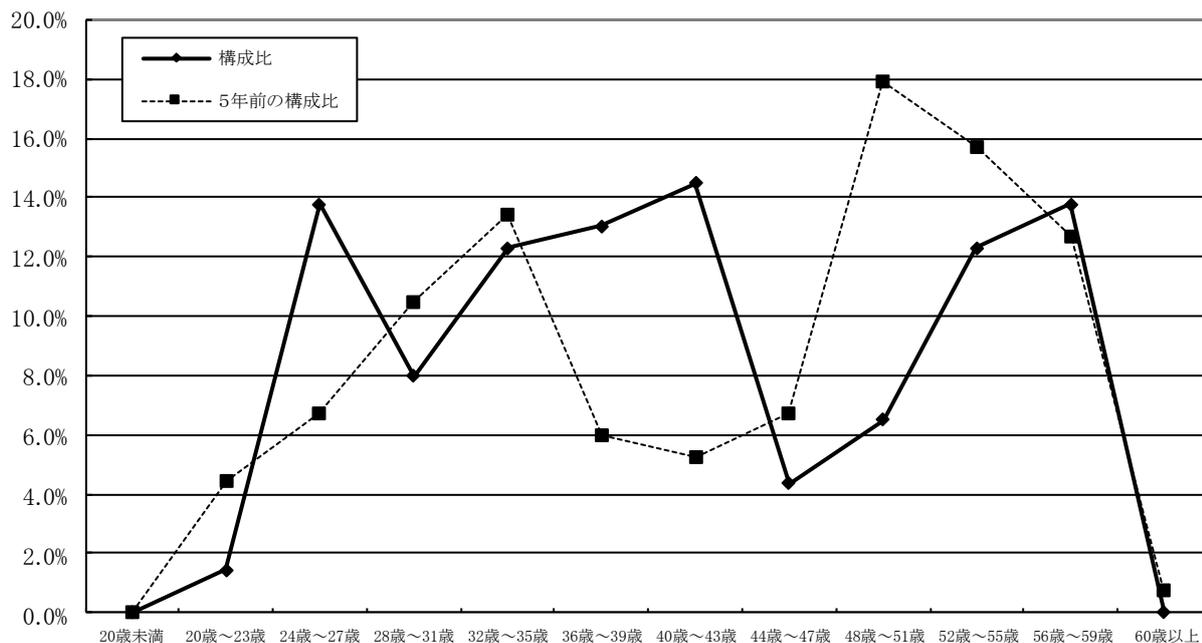
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成26年			
普通行政部門	一般行政部門	議会	2	2	△2 1 1	業務の見直しに伴う 業務の増加に伴う 業務の増加に伴う
		総務	24	24		
		税務	11	11		
		民生	51	53		
衛生		8	7			
農林水産		1	1			
商工 土木		1 8	1 7			
	計	106	106		<参考> 人口1万人当たり職員数 57.62人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 69.01人)	
	教育部門	24	23	1	業務の増加に伴う	
	小計	130	129	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.67人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 86.82人)	
公営企業等 会計部門	水道	4	4	△1	岐阜県後期高齢者医療広域連合派遣終了に伴う	
	下水道 その他	2 2	2 3			
	小計	8	9	△1		
合計		138 [141]	138 [141]	[141]	<参考> 人口1万人当たり職員数 75.02人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	19人	11人	17人	18人	20人	6人	9人	17人	19人	0人	138人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	97	98	101	105	106	106	9(9.3%)
教育	26	26	25	25	23	24	△2(7.7%)
普通会計計	123	124	126	130	129	130	7(5.7%)
公営企業等会計計	9	8	8	9	9	8	△1(11.1%)
総合計	132	132	134	139	138	138	6(4.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 142,695	千円 24,503	千円 21,604	% 15.1	% 16.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村水 道事業(政令指 定都市を除く) 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	4 人	千円 15,380	千円 2,206	千円 4,018	千円 21,604	千円 5,401	千円 6,218,860

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(27年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
北方町	46.02歳	329,607円	482,502円
団 体 平 均	44.9 歳	348,021円	517,229円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

北方町	市町村 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(26年度) 1,004 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,485千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 一 月分 (一)月分 勤勉手当 一 月分 (一)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（27年4月1日現在）

北方町			市町村（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	29.145月分	34.5825 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	41.325月分	49.59 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置			（退職時特別昇給 — — ）		
（割増率 2～45%）			1人当たり平均支給額 — 千円 15,287千円		
1人当たり平均支給額 — 円 — 千円					

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		0円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		0%		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する 支給単価
死体取扱手当	全職員	死体取扱作業	0円	日額1,500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	790 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	263 千円
支給実績（25年度決算）	357 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	119 千円

（注）1 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同じ		684千円	342,000円
住居手当	一般行政職と同じ	同じ		0円	0円
通勤手当	一般行政職と同じ	同じ		49千円	24,600円
管理職手当	一般行政職と同じ	同じ		639千円	639千円